王寺町

補足給付事業実施のお知らせ
（教材費・行事費の補助について）

生活保護受給世帯の子どもの教材費・行事費等（給食費以外）を補助します。
《1人当たり月額上限2,500円》対象となる方は請求が必要です。
※実費徴収の内一部対象外となる費用がございます。

◆対象の子ども

■生活保護法による生活保護受給世帯等

◆請求方法

提 出 物：「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書（償還払い用）」
（役場窓口及び町HPでダウンロードできます）
「領収書」
（施設等を通じて購入等したものに限ります。ただし、施設等が指定した店で、施設等が指定したものを購入した場合は対象となります。発行された領収書は請求時まで保管してください。）

提 出 先：王寺町役場　子育て支援課

提出期間：

利用期間	請求書の提出期限	支払い時期
４月～８月	９月１５日	１０月末頃
９月～３月	４月１５日	５月末頃

対象となるもの
例：制服、通園カバン、スモッグ、体操服、おむつ、午睡用ふとん（リース可）、
名前の印、カラー帽子、歯ブラシ、上履き、文房具、連絡帳、食事エプロン教材代、
名札、絵本代、修了証明書入れ、各種保険料、バス送迎費、宿泊行事費、
遠足等の行事に係る交通費、入場料（こどもに係る費用のみ）等

対象とならないもの
例：延長保育料、一時預かり保育料、主食費及び副食費、PTAや保護者会に要する費用、
英語レッスン料・講師謝礼等、写真・アルバム・DVD等

問い合わせ先
王寺町役場　子育て支援課
電話 0745-73-2001（内182）